

原 議 保 存 期 間 1 0 年  
(平成26年12月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
　　庁内各局部課長  
　　各附属機関の長  
　　各地方機関の長

警察庁丁国搜発第1469号  
平成16年12月9日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査監理官

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行(受刑者証人移送制度の創設)について

第159回国会において成立した国際捜査共助法及び組織的な犯罪の収益及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第89号。以下「改正法」という。)は、「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成16年6月11日付け警察庁丙国捜発第16号、丙刑企発第51号)のとおり、平成16年6月9日に公布され、受刑者証人移送に関する規定(改正法第1条中國際捜査共助法に第3章及び第4章を加える改正規定並びに附則第3条及び第5条の規定)を除き、同月29日から施行されているところ、この受刑者証人移送に関する規定が同年12月9日から施行されるとともに、改正法による改正後の国際捜査共助等に関する法律(以下「法」という。)第19条第2項、第23条第2項及び第25条第3項の規定による刑事訴訟法等の規定の技術的読み替えを定める国際捜査共助等に関する法律施行令(平成16年政令第353号。以下「施行令」という。別添参照。)が同年11月12日に公布され、同じく本日から施行されることになった。

受刑者証人移送に関する規定の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 第1 受刑者証人移送に関する規定の概要

###### 1 受刑者証人移送制度の創設

###### (1) 概要

改正法により、条約に基づき、刑の執行として拘禁されている者

を証人尋問のために国際的に移送する制度が新たに設けられ、外国の要請により我が国の受刑者を移送するための要件及び手続並びに我が国の要請により移送された受刑者を拘禁するための規定が整備された。

### (2) 趣旨

改正法施行前においては、我が国の刑事裁判において外国で受刑中の者を証人として出頭させて尋問する方法はなく、また、我が国においても受刑中の者を外国の刑事裁判の証人として尋問するため当該外国への移送を当該外国から要請されても、これに応じる方法はなかった。

しかし、これらの場合にも、刑事手続における証人尋問のために証人として出頭させることを可能とするための受刑者証人移送制度を整備することにより、我が国において刑の執行として拘禁されている者を外国に移送すること（国内受刑者に係る受刑者証人移送）、また、外国において刑の執行として拘禁されている者を当該外国から我が国に移送を受けること（外国受刑者に係る受刑者証人移送）が可能となり、これにより、我が国の刑事裁判手続において、直接、外国の受刑者から証言を得ることが可能となったほか、我が国としても、外国の刑事裁判の審理の充実化に協力できることになった。

### (3) 適用範囲

#### ア 条約前置

受刑者証人移送は、条約締結国との間でのみ行われる。この点、法第1条第4号に、受刑者証人移送は、条約において「移送すべきものとされている場合」、すなわち、一定の要件を充たす限りにおいて移送が義務とされている場合に限り実施されると規定されている。現時点で、この要件を充足する条約は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約（発効は、米国議会の日程の関係で来年以降になる予定。以下「日米刑事共助条約」という。）に限られる。

#### イ 移送目的及び移送対象者

受刑者証人移送が認められるのは、「刑事手続における証人尋問に証人として出頭させる」場合に限定され（法第1条第4号）、捜査段階における取調べや事情聴取を行うために移送することはできない。

また、受刑者証人移送の対象となるのは、「刑の執行として拘

禁されている者」である（同号）。具体的には、我が国において懲役刑又は禁錮刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている者及び国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者（国内受刑者）、又は外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている者及び国際受刑者移送法における送出受刑者（外国受刑者）を指し、未決拘禁者はこれに含まれない。

## 2 国内受刑者に係る受刑者証人移送

(1) 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があった場合において、法第2条第1号若しくは第2号又は次の各号（第3条第1項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあっては、第2条第1号若しくは第2号、第4条第1号又は次の各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をする（法第19条第1項）。

- ア 国内受刑者の書面による同意がないとき。
- イ 国内受刑者が20歳に満たないとき。
- ウ 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が30日を超えるとき。
- エ 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。

(2) 法務大臣は、(1)の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ずるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない（法第19条第3項）。

(3) 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間（身体の拘束を受けていなかった期間を除く。）は、刑の執行を受けた期間とみなされる（法第21条）。

## 3 外国受刑者に係る受刑者証人移送

- (1) 檢察官は、外国受刑者であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。
- (2) 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者

については、その引渡しを受けた日から30日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りではない。(法第24条第1項)。

- (3) 檢察官は、病気その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。また、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる(法第25条第1項、第2項)。
- (4) (1)により拘禁された外国受刑者については、裁判の執行により拘禁された未決の者とみなして、刑法第97条(逃走)若しくは第98条(加重逃走)又は第102条(第97条又は第98条の未遂犯に係る部分に限る。)の規定を適用する(法第26条)。
- (5) 日米刑事共助条約による場合を想定すると、手続は概ね次のとおりとなる。
- ア 我が国の裁判所が米国に在監する外国受刑者を証人として尋問する旨を決定する(法第23条第1項)。
- イ 檢察官の依頼を受け、中央当局である法務大臣が米国に対し、外国受刑者に係る受刑者証人移送を要請し、同国及び当該外国受刑者が移送に同意する。
- ウ 檢察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補(以下「検察事務官等」という。)が、引渡場所(米国内の空港が一般的に想定される。)において、米国の官憲から外国受刑者の引渡しを受け、受入移送拘禁状を当該外国受刑者に示して拘束し、我が国の検察官に引致する(法第23条第2項)。
- エ 檢察官は、外国受刑者が人違いでないかどうかを取り調べ、人違いでないときは、拘禁すべき監獄を指定し、検察官又は検察事務官等が当該外国受刑者をその監獄に送致する(法第23条第2項)。
- オ 外国受刑者に対する証人尋問が終了したときは、検察事務官等は、引渡場所(米国内の空港が一般的に想定される。)まで当該外国受刑者を護送し、米国の官憲に引き渡す(法第24条第2項)。

## 第2 運用上の留意点

外国受刑者に係る受刑者証人移送に当たり、検察官は、検察事務官

等に受入移送拘禁状による拘束をさせることができる。また、検察官は、外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡す場合において必要があるときは、受入移送拘禁状により、検察事務官等に当該外国受刑者の護送をさせることができる。

この外国受刑者の拘束及び護送は、通常、検察事務官が行うこととなるが、例外的に警備上の問題等により検察官又は検察事務官に同行する場合や特別な事情により自ら外国受刑者を拘束下に置く必要がある場合に限り、警察官による拘束及び護送が行われる点に留意し、都道府県警察に対し拘束及び護送の依頼があった場合は、法務省と所要の調整を行う必要があるため、警察庁（国際捜査管理官付）まで即報されたい。

（本件連絡先）

刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付